

港湾運営会社の設立

設立の背景

平成 23 年 3 月 31 日に公布・一部施行された「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 9 号。以下「改正法」という。）」では、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、また、これらの港湾においてコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社の指定に係る制度を創設する等の改正を行っている。

本政令は、改正法中の港湾運営会社制度等に係る規定の施行期日を定めるとともに、港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）に定める規定について所要の改正を行うものである。

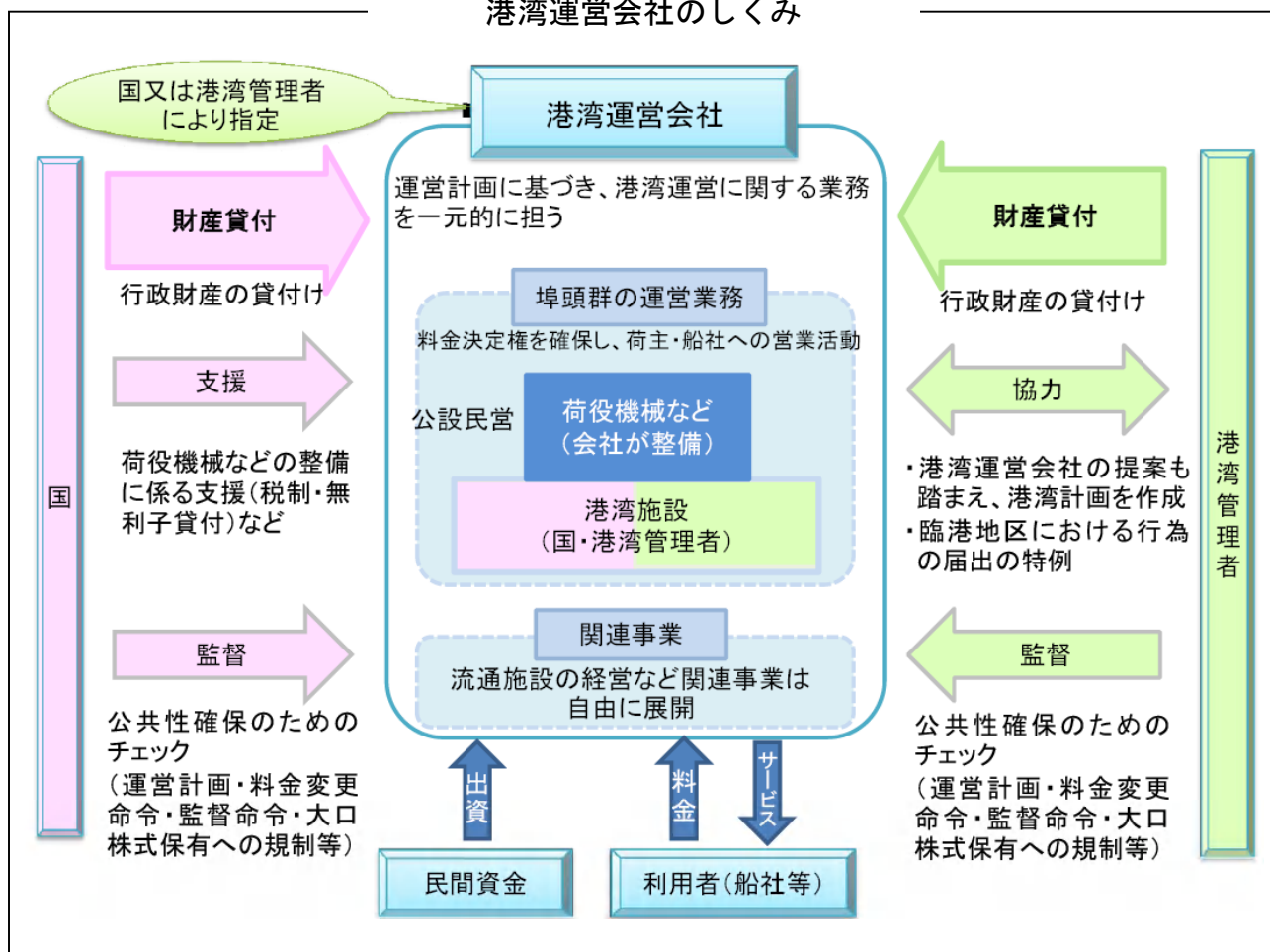
資料：国土交通省ホームページから作成

港湾運営会社制度の概要

- 目的：港湾管理者 100%出資の財団法人である外貿埠頭公社を株式会社化し、民間資金を導入することにより、必要な港湾施設整備を行うとともに、公設民営の徹底により、創意工夫あふれる「港湾経営」への早期転換を図る。
- 対象：国際戦略港湾（東京港・横浜港・川崎港＝京浜港、神戸港・大阪港＝阪神港）と国際拠点港湾（苫小牧港、室蘭港、仙台塩釜港、千葉港、新潟港、伏木富山港、清水港、名古屋港、四日市港、堺泉北港、和歌山下津港、姫路港、水島港、広島港、徳山下松港、下関港、北九州港、博多港）。
- 内容：上記 23 港は、1 港あたり 1 社の港湾運営会社を平成 28 年 3 月までに設置する。
- 特徴：
 - ・現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する
 - ・高規格コンテナターミナル等国有財産の低価格での貸付、会社所有コンテナターミナルとの一体運営によるコスト低減と運営効率化
 - ・民間企業経営者登用、民間出資による迅速・柔軟な港湾運営
 - ・港湾運営会社の荷役機械整備等への支援（無利子貸付、税制）

資料：国土交通省資料より作成

港湾運営会社のしくみ



資料：国土交通省ホームページ

港湾運営会社の指定要件

国土交通大臣が行う港湾運営会社（以下、「会社」といい、特記しない限り特例港湾運営会社を含む。）の指定にあたっては、以下の事項について確認することとする（運営計画の変更認可並びに会社の合併及び分割の認可にあたっては同様に確認することとする）。

1. 埠頭群の運営の効率化に資する取り組み

- ①関係者の理解を得つつ、バースウインドウ調整、荷役機械等の相互融通、荷役作業の協力的体制の構築等に係る環境整備を行い、効率的なターミナルの一体運営を促進するものであること。
- ②手続きのIT化等により、サービス向上・コスト低減を図るとともに、荷主ニーズを踏まえた24時間ゲートオープンや利用時間の拡大等を図るものであること。
- ③広域からの集荷を推進するため、外内貿一体運営や内航フィーダーをはじめとするフィーダー網の構築等、広域集荷体制の抜本的強化に港湾管理者や地元経済界と連携して取り組むものであること。
- ④港湾運営の効率化を進める観点から、ガントリークレーン等の会社が行う上物整備に関する投資計画が適切であること。
- ⑤会社としてコンテナ貨物取扱量等の明確な目標（コンテナ貨物取扱量については内航フィーダー貨物取扱量等の構成内訳を含む）を設定するとともに、港湾運営の効率性の向上に係る指標（サービスの提供時間、外内貿の結節機能に係るもの等）を定め、それらの着実なフォローアップを行うこと。また、会社の経営状況のみならず広く国民に対し港湾の運営の状況に関する情報開示を推進すること。
- ⑥会社の業務執行を適切に監督するため、社外取締役の選任や経営諮問委員会の設置等を行うとともに、PDCAプロセスにより業務改善に努める体制が構築されていること。
- ⑦物流事業者等からの新たな物流ニーズ等を踏まえた、物流効率化のための迅速な対応を行える体制が確保できること。
- ⑧特例港湾運営会社の合併にあたっては、各会社の事業区域を越えて、将来のコンテナ船の大型化に対応しうる大水深コンテナターミナル等の施設整備計画及び港湾施設の取扱能力と取扱貨物量の動向を踏まえた効率的な港湾機能の配置、再編の方向が示されているなど、一元的港湾運営のメリットが明示されていること（特例港湾運営会社以外の者が港湾運営会社の指定の申請を行う場合も同様とする）。

2. 港湾運営会社の経営・組織体制等

（1）経営・組織体制

- ①港湾運営に民の視点を導入し効率的な運営を実現するため、会社の経営者は民間企業経営者として十分な知識及び経験を有すること。
- ②港湾運営の効率化に関する戦略の企画立案及び実施を担う組織が整備され、広域からの集

荷や先進的な海外主要港湾についての専門的な知見を有するスタッフ等が充実していること。

(2) 民間からの出資

- ①民の視点によるガバナンスの一層の確立を図るため、港湾運営会社又は特例港湾運営会社に対する民間からの出資がなされていること。なお、港湾運営会社の民間出資比率は3割以上が望ましく、特例港湾運営会社にあっても民間からの出資がなされていること。
- ②会社の出資者は、会社が公共財である港湾を一元的に運営する者として公的な役割を担う主体であり、当該港湾の発展を通じて我が国の経済産業の発展、国民生活の向上を目指す主体であるとの認識を共有しこれを尊重する者であること。

3. その他

- ①大規模地震発生時等災害時において、重要な社会基盤である港湾の運営主体であることを十分自覚し、国、地方公共団体との連携のもと、社会に貢献するという観点でその対応を担うものであること。
- ②会社の設立によって、港湾の秩序の確立に混乱を生じさせることがないように努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるよう努めるものであること。
- ③暴力団等の排除に関し関係法令（地方公共団体が制定する条例等を含む）及び関連行政指針に沿った適正な取組がなされるものであること